

## 小児救命救急センターについて

### 1. 目的（救急医療対策事業実施要綱より抜粋）

小児救命救急センターを整備し、重篤な小児救急患者の医療を確保することを目的とする。

### 2. 運営方針（救急医療対策事業実施要綱より抜粋）

- (1) 小児救命救急センターは、原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れるものとする。
- (2) 重篤な小児救急患者に対して「超急性期」の医療を提供した後、高度な専門的医療が必要な患者については、小児救命救急センター内又は本院の「急性期」の集中治療・専門的医療を担う病床（以下「小児集中治療室病床」という。）に転床・転院する体制を確保するものとする。
- (3) 小児救命救急センターは、医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師及び救急救命士等に対する小児救急医療の臨床教育を行うものとする。また、医師等を救命救急センター等へ一定期間派遣し、研修をさせるなど、小児救急医療の診療技術等の向上を積極的に図るとともに、それに対する支援をすることが望ましい。
- (4) 小児救命救急センターは、毎年度、外部からの受入実績（受入要請を断った実績を含む。）、治療実績、その他運用状況を集計し、厚生労働省医政局地域医療計画課に報告するものとする。

### 3. 指定要件とこども病院の充足状況

別紙のとおり

### 4. 承認を受けている病院

全国で12病院（平成29年1月現在）

### （参考）交付算定基礎額（医療提供体制推進事業費補助金交付要綱より抜粋）

ア 都道府県が実施する事業

- (ア) 別表2の第4欄に定める基準額と第5欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して少ない方の額を選定する。
- (イ) (ア)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第6欄に定める補助率を乗じて得た額を交付算定基礎額とする。

別表2

4 基準額	5 対象経費	6 補助率
次の(1)及び(2)により算出された額の合計額とする。 (1) 202,607千円×運営月数/12 (2) 研修事業を行っている場合 1か所当たり 9,007千円	小児救命救急センターの運営に必要な給与費（常勤職員給与費、非常勤職員給与費、法定福利費等）、材料費（給食材料費、医薬品費、診療材料費、医療消耗器具備品費等）、経費（消耗備品費、光熱水費、燃料費等）、旅費、研究研修費、図書費等、減価償却費	3分の1

## 小児救命救急センターの一覧

	医療機関名
1	東京都立小児総合医療センター
2	国立成育医療センター
3	埼玉医科大学総合医療センター
4	埼玉県立小児医療センター
5	筑波大学附属病院
6	静岡県立こども病院
7	長野県立こども病院
8	あいち小児保健医療総合センター
9	四国こどもとおとなの医療センター
10	九州大学病院
11	熊本赤十字病院
12	沖縄県立南部医療センター・こども医療センター

## 兵庫県小児救命救急センター指定要綱

### 1 目的

この要綱は、兵庫県（以下「県」という。）において、重篤な小児救急患者の医療を確保することを目的として整備する小児救命救急センターの指定について、必要な事項を定める。

### 2 指定要件

小児救命救急センターの指定を受けようとする医療機関は、3に定める運営方針および、4に定める整備基準を満たすものとする。

### 3 運営方針

- (1) 小児救命救急センターは、原則として、診療科領域を問わず、すべての重篤な小児救急患者を24時間体制で必ず受け入れるものとする。
- (2) 重篤な小児救急患者に対して「超急性期」の医療を提供した後、高度な専門的医療が必要な患者については、小児救命救急センター内又は本院の「急性期」の集中治療・専門的医療を担う病床（以下「小児集中治療室病床」という。）に転床・転院する体制を確保するものとする。
- (3) 小児救命救急センターは、医学生、臨床研修医、医師、看護学生、看護師及び救急救命士等に対する小児救急医療の臨床教育を行うものとする。また、医師等を救命救急センター等へ一定期間派遣し、研修をさせるなど、小児救急医療の診療技術等の向上を積極的に図るとともに、それに対する支援をすることが望ましい。

### 4 整備基準

- (1) 小児救命救急センターは、専用病床（小児集中治療室病床6床以上（本院でも可）を含む）を適当数有し、24時間体制で、すべての重篤な小児救急患者に「超急性期」の医療を提供するとともに、それを脱した小児救急患者に必要な高度な専門医療を提供するものとする。
- (2) 小児集中治療室には、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする。

#### ア 医師

小児集中治療室には、常時、専従の医師及び研修医を確保するものとする。なお、専従の医師については、一般社団法人日本集中治療医学会が認定した集中治療専門医、公益社団法人日本小児科学会が認定した小児科専門医、一般社団法人日本救急医学会が認定した救急科専門医など、小児集中治療に指導的立場にある人を1人以上含むこと。

#### イ 看護師及び他の医療従事者

(ア) 小児集中治療室には、常時、重篤な小児救急患者の看護に必要な専従の看護師を患者2名に1名以上の割合（必要時には患者1.5名に1名以上）で確保するものとする。なお、重症集中ケア認定看護師が勤務し、指導的役割を担うことが望ましい。

(イ) 診療放射線技師及び臨床検査技師を常時院内に確保するとともに、理学

療法士及び臨床工学技士を院内に確保するものとする。

(ウ) 小児集中治療室には、薬剤師を確保することが望ましい。

(エ) 社会福祉士を院内に確保することが望ましい。

(3) 小児集中治療室病床については、年間おおむね300例以上の入院を取り扱うこととし、うち相当数が救急外来からの入院又は他院からの搬送入院であることとする。

(4) 小児救命救急センターは、救急搬送を相当数（本院を含む。）受け入れるものとする。

(5) 施設及び設備

ア 施設

(ア) 専用の小児集中治療室病床を6床以上有し、独立した看護単位を有するものとする。

(イ) 小児救命救急センターとして必要な専用の診察室（救急蘇生室）を設けるものとする。なお、緊急検査室、放射線撮影室、手術室等については、優先して使用できる体制を確立しておくものとする。

(ウ) 必要に応じ、適切な場所にヘリポートを整備するものとする。

(エ) 診療に必要な施設は耐震構造であること。（併設病院を含む。）

イ 設備

(ア) 小児救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする。

(イ) 必要に応じ、ドクターカーを有するものとする。

## 5 指定等

(1) 小児救命救急センターの指定を受けようとする医療機関の開設者は、あらかじめ県と協議の上、別紙様式第1号により知事に申請するものとする。

(2) 知事は、前項により提出された申請書及び添付書類を審査し、申請医療機関が所在する圏域健康福祉推進協議会医療部会（神戸圏域においては、神戸市保健医療審議会医療専門分科会）（以下「圏域協議会等」という。）および兵庫県医療審議会救急医療部会の意見を聴いたうえで、小児救命救急センターの指定を行う。

(3) 知事は、小児救命救急センターの指定をしたときは、当該医療機関の開設者に対して別紙様式第2号により通知するものとする。

(4) 知事は、小児救命救急センターの適正な運営を確保するために必要があると認めるときは、実地調査を行うことができるものとする。

(5) 知事は、小児救命救急センターの指定を行った後に、当該医療機関が運営方針、整備基準等を満たさなくなった場合は、その指定を取り消すことができるものとする。

## 6 実績報告

(1) 小児救命救急センターの指定を受けた医療機関の開設者は、毎年度、外部からの受入実績（受入要請を断った実績を含む。）、治療実績、その他運用状況を集計し、厚生労働省所定の様式により、県を経由のうえ厚生労働省に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年1月5日から施行する。